

境町ふれあいの里家庭菜園 ご利用手引き

(2025 年版)

- ★境町ふれあいの里家庭菜園は、野菜などの栽培を通じて家族ぐるみで土に親しみ、健康増進や豊かな情操を養うことを目的に、町内・町外の方が分け隔てなく利用できる貸し農園です。
- ★皆様が楽しく快適に利用できる農園にするため、手引きをよく読み、記載されているルールを守りましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。

！注意事項！

以下の項目にも記載がありますが、特にご注意いただきたい事項です。「境町ふれあいの里家庭菜園の設置及び管理に関する条例」第 7 条に記載のとおり、利用状況が不適切な場合、利用資格を喪失する可能性もありますので、十分ご注意ください。

- 利用できる区画は原則 1 世帯につき 1 区画です。名義貸しによる利用もできません。
- 他の利用者の迷惑になりますので、利用区画はこまめな除草を行うなど適切に管理し、農具や資材についても管理を徹底してください。
- 利用期間終了時には、区画を原状に回復して返還してください。利用期間を超える作付けをした場合も同様です。

※利用者の方々の実態を鑑み、利用者全員に対する本書ルールの徹底や利用資格の喪失等の措置は直ちには行いません。更新回数上限による利用期間終了を目途に順次整理していきますので、更新回数上限の方をはじめ、利用者の皆様は次回の更新期限までにご利用状況を見直していただければ幸いです。

1. 申込手続き

○新規利用の場合(更新上限翌年の申込を含む)

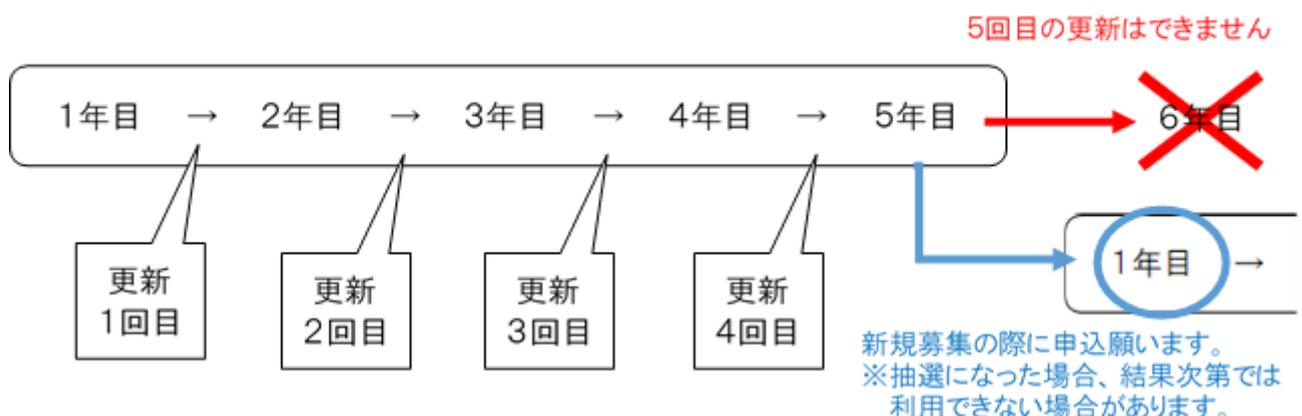
- 年度末(2月頃)にお知らせ版にて募集の旨を発出しますので、記載内容に従って申込をお願いします。なお、募集にあたり希望区画を選択可能です。
- 空き区画数に対して、申込数が少なかった場合は、そのまま希望する区画(1区画を複数の方が希望している場合はその限りではありません)での利用が可能です。空き区画数に対して、申込数が多かった場合は抽選にて決定します。抽選は事務局にて行い、その結果については3月下旬を目安に通知いたします。
- 利用料金は、送付した納付書または振込にて **4月以降**に支払いをお願いします。

○更新利用の場合

- 1月頃に利用者の方々に文書にて更新希望調査の通知を送付しますので、記載内容に従って提出をお願いします。更新を希望しない場合もその旨ご連絡ください。また、期間までに提出がなかった場合は更新を希望しないものとして扱いますので、ご注意ください。
- 更新を希望した場合は、年度末に決定通知書と利用料金納付書を送付いたしますので、**4月以降**に利用料金のお支払いをお願いします。更新を希望しない場合は、3月31日までに利用区画の整理・清掃をお願いします。

2. 利用期間

- 利用期間は、利用決定通知書に記載された期間とします。通常4月1日から翌年3月31日までの1年間で予定しています。ただし、利用者からの終了希望やルールから逸脱した行為が認められた場合はこの限りではありません。
- 期間終了前に申込みをすることで、4回に限り更新することができます(最長で5年間同じ区画を利用することができます)。更新回数が上限(4回)に達した場合は、以降の更新はできませんので、次年度からは新規募集の際に申込みをお願いします。
※更新上限に達した後の新規募集で申込みをしても、以前から利用していた区画を使用できない場合があります。



3. 利用区画

- 1区画当たりの面積は50㎡で、利用できる区画は利用決定通知書に記載された区画とします。場所がわからない場合は管理棟にいる(家庭菜園区画番号図を参照)管理人にお尋ねください。
- 利用できる区画は原則1世帯1区画です。ただし、新規利用者募集期間終了後に空き区画があり、かつ利用者から複数区画の利用希望があった場合に限り、1世帯につき2区画まで利用することができる場合があります。利用希望が多数だった場合、抽選により決定します。
- 利用している区画は常に良好な状態を保てるよう適切に管理してください。また、他の利用者の迷惑になりますので、決められた区画範囲を超えた耕作や資材の設置などはおやめください。
- 更新を含めた利用期間が終了したら、新規申込みの有無や抽選結果に関わらず、速やかに利用していた区画を原状に回復し返還してください。

4. 利用料金

- 猿島郡(境町・五霞町)・古河市・坂東市に在住の方 年間 3,000 円
 - 上記以外の方 年間 4,000 円
- ※いずれの場合も既に納入された利用料金の返還はできかねます。

5. 栽培

栽培する作物に指定はありませんが、原則は1年間で収穫可能な作物や更新をする場合は最長5年間で収穫可能なものを栽培してください。

6. 管理人

- 管理人は、祝日・年末年始を除く週4日(火・木・土・日)原則 8:30~17:15 に勤務しています。はじめての方は、管理人に手ほどきを受けてから始められることをお勧めします。
- トラクターによる耕作を希望する方は、耕作予定の5日前までに必ず管理人にお伝えください。天候や畑の状況などにより、ご希望に添えない場合があります。
- 肥料の施肥時期など耕作に関して分からないことがありましたら管理人にお尋ねください。

7. 農具・資材等

- 共用の農具をご使用の後は、洗浄し元の場所に戻してください。
- 個人で持参した農具や資材(トンネルの支柱、ナイロンの紐ポール、ビニール紐、種の袋、軍手など)等を共用部に置かないでください。また、不要になった資材やゴミ等は必ずお持ち帰りください。

8. 除草

- 区画内の雑草は四隅までこまめに取り除くなど、適切に利用・管理を行ってください。
- 区画境目の雑草は利用者同士で協力して除草してください。

9. トイレ

家庭菜園のトイレのご利用は、年末年始を除き下記のようにお願いいたします。

施設名	利用できる曜日・時間
伝統工芸館 (家庭菜園休憩施設)	火・木・土・日 8:30～17:15(通常)
憩の家	火・水・木・金・土・日 8:30～21:00 ※月曜日が祝日の場合は使用可、翌火曜日は使用不可
長屋門	終日



10. その他

- 利用の際には体調に十分注意したうえで作業にあたってください。
- 利用期間が終了する際には、速やかに利用していた区画を原状に回復し、返還してください。また、利用可能期間を超えるような作付けは、他利用者の妨げになる可能性がありますので、ご遠慮ください。
- 上記注意事項を守らなかった場合や『境町ふれあいの里家庭菜園の設置及び管理に関する条例』第7条(利用許可の取消等)に該当した場合、利用資格を喪失し、その区画で栽培されている作物等を除去しますので、ご留意ください。